

○高木委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず、1点目の請願・陳情議案の審査について、陳情第11号、自転車にやさしいまちづくりについてを議題といたします。特段、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、各会派に判断できる状況にあるかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

まず、自民党・市民会議。松田たくや委員。

○松田たくや委員 もう少し時間をください。

○高木委員長 民主・市民連合。塩尻委員。

○塩尻委員 もう少しお時間をください。

○高木委員長 公明党。もんま委員。

○もんま委員 同じくもう少しお時間をいただきたいと思います。

○高木委員長 日本共産党。まじま委員。

○まじま委員 時間をいただきたいと思います。

○高木委員長 本日の段階では、全会派もう少し時間をいただきたいと思いますので、保留としまして、次回以降に回したいと思います。

それでは2点目に入ります。2点目の令和3年第1回定例会提出議案について、議案第16号、議案第24号ないし議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第60号ないし議案第63号、議案第65号、議案第66号の以上12件について、順次、理事者から説明をお願いしたいと思います。

建築部長。

○中野建築部長 それでは、令和3年第1回定例会提出議案のうち、建築部に関わる議案について説明いたします。

初めに、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、建築部所管分についてであります。経常費が10事業、3億9千739万7千円、対前年比で1千828万円の減となっております。臨時費は12事業、7億1千453万4千円、対前年比で2億3千269万2千円の減となっております。合計で11億1千193万1千円であり、対前年比2億5千97万2千円の減ということになってございます。

それでは、主な事業の概要について説明いたします。

令和3年度予算臨時事業費説明資料の14-1ページを御覧いただきたいと思います。まず、2款1項8目のアスベスト含有煙突改修費であります。これは、学校、水道局及び動物園を除く市有施設のアスベスト含有断熱材を使用した煙突の改修を計画的に進めるため、令和元年度から来年度までの3年間で24施設、27本の改修を行うものであります。最終年度となる来年度は、8施設10本の改修を予定しており、1億6千720万円を計上しております。

続いて、8款1項3目の住宅雪対策費であります。これは、融雪施設の設置や無落雪屋根への改

修などに係る工事費の一部を補助し、住宅に関する総合的な雪対策を推進するものであります。今年度は申込みが少なく、1千860万円ほどの不用額が出たことを踏まえ、来年度は補助金の額を1千万円減額し、4千154万8千円を計上しております。

次に、高齢化対応住宅普及促進費であります。これは、高齢者が住む住宅のバリアフリー化を促進するため、その改修費用の一部を補助するほか、高齢者向けの研修会を行うもので、615万4千円を計上しております。

次に、住宅改修促進費であります。これは、既存住宅の省エネルギー化や長寿命化などに関する住宅改修工事費用の一部を補助し、長く住み続けられる住まいづくりを促進するもので、4千53万6千円を計上しております。

次に、14-2ページを御覧ください。建築物安全推進事業補助金であります。これは、民間建築物のアスベスト対策を推進するため、アスベストの含有調査及び除去工事費用の一部を補助するもので、195万円を計上しております。

次に、建築物耐震改修促進費であります。これは、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、107万1千円を計上しております。

次に、空家等総合対策費であります。これは、適切に管理されない空き家等に対する除却費用の一部補助や緊急安全措置のほか、所有者がいない場合の相続財産管理人の選任申立てなどを行うものであります。来年度は行政代執行の実施や、不良空き家等の除却費用の補助の対象を拡充し、617万7千円を計上しております。

次に、大規模建築物耐震改修促進費であります。これは、耐震基準を満たしていない既存大規模建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、来年度は、大成ファミリープラザの耐震改修費用の一部を補助するため、1億300万円を計上しております。

続いて、6項1目の高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金であります。これは、高齢者向け優良賃貸住宅として整備した事業者に対して、入居者が負担する家賃の一部を補助するものであります。本市が行う高優賃の家賃補助は令和3年9月末で全て終了となり、来年度は766万円を計上しております。

続いて、2目の市営住宅整備費であります。これは主に、第2豊岡団地の整備に関するものであり、来年度は集会所の新築工事や旧住棟の解体工事を実施するほか、長寿命化計画の改定に係る業務委託などを行うため、1億5千553万8千円を計上しており、今年度の当初予算と比較しまして約1億8千万円の減となっております。

次に、14-3ページを御覧ください。3目の市営住宅整備関連費であります。これは、第2豊岡団地の建て替えや忠和団地の改修などに伴い、既存入居者に移転費用を支払うもので、1千82万6千円を計上しており、今年度と比較して1千30万3千円の減となっております。

次に、市営住宅改修費であります。これは、神楽岡ニュータウン団地の外壁改修及び忠和団地の内部改修などを実施するものであり、1億7千287万4千円を計上しており、今年度の当初予算と比較して9千898万8千円の減となっております。

以上、建築部の令和3年度予算の主な事業概要であります。

次に、議案第29号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。建築

部の所管に関わる内容は2点ございまして、1点目は、本年4月1日に施行される建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により、省エネ判定等の対象が拡大されることに関連し、当該判定等に係る新たな手数料の設定の区分が国から示されたことから、これと同様に、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定の整備を行おうとするものであります。2点目は、同法の改正による条文の追加に伴い、条項ずれが生じますことから、引用条項の整備を行うものであり、いずれも施行日は4月1日を予定しております。

建築部に関わる議案については以上でございます。

○高木委員長 土木部長。

○太田土木部長 令和3年第1回定例会に提出させていただいております土木部に関連いたします議案といたしまして、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算、議案第60号、旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定、議案第61号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第62号、旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定、議案第65号、市道路線の廃止、議案第66号、市道路線の認定につきまして、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第16号、令和3年度旭川市一般会計予算のうち、土木部所管分につきまして御説明をさせていただきます。土木部所管分といたしましては、8款土木費の一部と11款災害復旧費の一部を合わせまして、経常費が11事業で58億1千951万2千円、臨時費が25事業で80億1千290万円、合わせて138億3千241万2千円を計上させていただいております。令和2年度当初予算と比較いたしますと、事業費ベースで8億6千645万7千円の増、対前年比で申し上げますと106.7%となっております。増額の主な要因といたしましては、北海道から用地取得業務を受託する都市計画道路整備受託費におきまして、事業費ベースで8億8千614万1千円の増となっているほか、子どもや高齢者などが利用する施設と指定避難所等を結ぶ歩行空間の確保に向けた地域歩行空間等整備費を新設することによるものでございます。

続きまして、主な臨時事業についてでございます。令和3年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明をさせていただきます。

お手元でございます資料の15-1ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費1億9千895万6千円につきましては、買物公園の自転車対策経費のほか、道路法に基づく台帳整備、登記簿と現地との整合性を図る地籍調査、さらには町内会等における街路灯の設置費や電気料金の一部を補助するなど、主に道路の管理や調査に要するものでございます。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費1億8千26万8千円につきましては、除雪グレーダや除雪トラックの増車、災害時の道路維持に関わる緊急対応など、主に土木施設の維持補修等に要するものでございます。

続きまして15-2ページになります。8款2項3目道路橋りょう新設改良費48億2千276万8千円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ、日常生活に関わる生活道路や側溝の整備などの道路の新設改良関連事業などに要するものでございます。主な事業といたしましては、道路側溝整備費29億5千万円で、生活道路の整備に関する事業といたしまして、令和3年度では延長約16キロメートルの整備を計画しているところでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費1億1千50万円につきましては、十九号川など、市が管理する普通河川の整備等を計画しているところでございます。

続きまして、15-3ページとなります。8款5項2目街路事業費21億1千390万4千円につきましては、大雪通など、都市計画道路3路線の整備促進や、永山東光線、地域高規格道路の東旭川東神楽線などの用地買収に関わる受託業務を行うものでございます。

続きまして、8款5項3目緑地公園費5億3千620万4千円につきましては、東光スポーツ公園や花咲スポーツ公園などの都市公園の整備、改修や、都市緑化の推進などに要する経費を計上したものでございます。

最後に、15-4ページとなります。11款2項1目公共施設災害復旧費5千30万円につきましては、大雨など災害等が発生し、土木施設が被災した場合におきまして、国に対し復旧費用を申請するための調査費などを計上したものでございます。

以上が、土木部所管に関わります令和3年度予算の概要でございます。

続きまして、議案第60号、旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。本市の道路占用料の額は、国が定める道路法施行令に準拠し定めてきたところでございますが、占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、道路法施行令が改正されたため、国道及び道道との道路間格差が生じないように道路占用料の額を改定しようとするものでございます。

続きまして、議案第61号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。改正点は主に2点でございます。1点目は、東光スポーツ公園に2面ございます球技場のうち、照明設備が未整備であった残り1面について、今年度整備が完了したことに伴いまして、供用時間を午後9時までに変更するものでございます。また2点目といたしまして、同じく東光スポーツ公園球技場の使用時間の区分につきまして、施設の利用促進及び利用者の利便性向上のため、午後の時間帯を正午から午後3時までに変更し、午後3時以降は1時間単位で利用できるように変更するものでございます。

続きまして、議案第62号、旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。現在、旭川駅前広場駐輪場及び旭川駅高架下駐輪場の供用時間は、午前5時から翌日の午前0時45分までとなっておりますが、昨年、防犯カメラを増設し、高画質化するほか、照明を明るいLEDに交換するなどの防犯対策を講じ、試験的に24時間開放したところ、盗難件数の減少ですとか、その他の犯罪の抑止効果に加えまして、一定の利便性の向上なども確認できましたことから、令和3年度から24時間供用に変更するものでございます。

最後になりますが、議案第65号、市道路線の廃止について及び議案第66号、市道路線の認定についての2つの議案につきましては、関連がございますので一括して提案理由を御説明いたします。市道の廃止、認定につきましては、道路整備に伴う路線の統廃合や新たな道路用地の取得などによりまして、4路線1.68キロメートルを廃止し、8路線1.94キロメートルを認定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 上下水道部長。

○菅野上下水道部長 本年第1回定例会提出議案のうち、水道局に関わります3件の議案につきまして順次御説明を申し上げます。令和3年度予算につきましては、お手元にお配りいたしました令和3年度水道事業会計・下水道事業会計予算の概要に基づき御説明をさせていただきます。

初めに、議案第24号、令和3年度旭川市水道事業会計予算でございます。資料の1ページ目を御覧ください。業務予定量につきましては、資料の上段に記載のとおりとなっております。

次に、収益的収支でございますが、水道事業収益は61億6千591万8千円で、前年度より970万4千円の増となっております。これは主に、有収水量の減少に伴い給水収益で減となったものの、原起因者工事の増に伴い、雑収益で増となったことによるものでございます。水道事業費用は55億9千482万2千円で、前年度より8千213万1千円の減となっておりますが、これは主に、浄水場の委託業務や配水管の移設工事に伴い増となったものの、職員給与費、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税が減となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は23億9千623万円で、前年度より5億8千239万8千円の増となっております。これは主に、事業費の増に伴う企業債の増によるものでございます。資本的支出は61億9千946万5千円で、前年度より7億1千793万1千円の増となっておりますが、これは主に、配水管の更新や忠別川浄水場中央監視設備更新などの施設整備費の増及び企業債償還金の増によるものでございます。

以上が、水道事業会計予算の概要でございます。

次に、議案第25号、令和3年度旭川市下水道事業会計予算でございます。資料の2ページ目を御覧ください。業務予定量につきましては、資料上段に記載のとおりとなっております。

収益的収支でございますが、下水道事業収益は92億3千913万9千円で、前年度より1億2千64万5千円の減となっております。これは主に、有収汚水量の減少に伴い、下水道使用料が減となったことなどによるものでございます。下水道事業費用は86億8千409万6千円で、前年度より2億965万2千円の減となっておりますが、これは主に、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税が減となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は14億3千785万円で、前年度より24億8千714万9千円の減となっております。これは主に、事業費の減に伴い、企業債、国庫補助金、他町負担金で減となったことなどによるものでございます。資本的支出は48億495万8千円で、前年度より24億9千783万5千円の減となっておりますが、これは主に、下水管布設工事のほか、下水処理センター、汚泥焼却施設の更新などで国の補正予算を活用するため、今回の補正予算に計上したことから、施設整備費で減となったことなどによるものでございます。

以上が、下水道事業会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第28号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市立旭川病院にも関わりますが、公営企業管理者の給料月額の特例を令和3年度においても定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高木委員長 病院事務局長。

○木村市立旭川病院事務局長 令和3年第1回定例会に提出しております議案のうち、市立旭川病院が所管しております2件につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第26号、令和3年度旭川市病院事業会計予算について、お手元に配付しておりますA4横の資料、令和3年度病院事業会計予算の概要に基づき御説明申し上げます。

初めに、左上の1、患者数でございますが、入院延べ患者数11万6千800人、1日平均で3

20人、外来延べ患者数22万8千448人、1日平均で944人、合計で34万5千248人を予定しております。前年度当初予算との比較では、入院で6千205人の減、外来で7千991人の減、合計では1万4千196人の減となっております。

次に、左下の2、収益的収支になりますが、まず病院事業収益につきましては、医業収益で10億1千802万6千円、医業外収益で7億1千339万9千円、一般会計負担金で5億9千386万5千円、特別利益で2億9千969万1千円、合計11億7億2千498万1千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業収益の減により、1億9千936万3千円、率にして1.7%の減となっております。

次に、病院事業費用につきましては、医業費用で11億9億5千2万6千円、医業外費用で1億4千57万5千円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計120億9千460万2千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業費用の増により、4億9千253万8千円、率にして4.2%の増となっております。

次に、右上の資本的収支になりますが、まず、資本的収入につきましては、企業債で16億5千770万円、負担金で6億1千199万9千円、合計22億6千969万9千円を予定しており、前年度との比較では、主に企業債の増により、11億3千775万5千円、率にして100.5%の増となっております。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費で17億2千131万8千円、企業債償還金で8億8千552万9千円、投資で1千200万円、予備費で100万円、合計26億1千984万7千円を予定しており、前年度との比較では、主に建設改良費の増により、11億4千547万2千円、率にして77.7%の増となっております。また、表の下にあります、建設改良費の内容といたしましては、建物の構内電話交換機設備更新工事ほか15件で3億3千257万8千円、器械備品の病院総合情報システムほか40件で、13億8千874万円を予定しております。

次に、右下の4、損益計算及び資金収支になりますが、当年度予定損益は3億7千383万3千円の純損失となり、累積欠損金は15億2億580万7千円となる見込みでございます。その下の資金収支につきましては、6億4千51万8千円の資金不足となり、令和2年度決算見込みにおける資金収支累計額を加えた当年度末資金収支累計額は10億1千165万3千円の資金不足となり、資金不足比率は9.8%となる予定でございます。

続きまして、条例の制定につきまして、議案書により御説明を申し上げます。議案第63号の旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、次期中期経営計画の策定に向け、市立旭川病院経営委員会の委員の定数を、副院長の増員に伴いまして12人以内から13人以内に改定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいま理事者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから御発言ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということでとどめておきたいと思っております。

ここまでの議題に関わって出席していただいている理事者については、退席していただいて結構ですので、お願いいたします。

それでは3点目の報告事項に入ってまいります。最初に、特定空家等の所有者に対する命令に係る事前通知の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 特定空家等の所有者に対する命令に係る事前通知の実施について、報告いたします。

本件につきましては、1月22日に開催された本委員会において、旭川市永山地区に位置する特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法により、建築物等を除却するよう勧告した旨を報告していたところでありますが、勧告期限の令和3年2月8日までに必要な措置が講じられなかったことから、2月26日、同法第14条第4項により、今後、建築物等の除却を命じる予定である旨の事前通知を行ったものであります。この措置に不服がある場合は、弁明の機会として、3月15日までに意見書を提出できることとしておりますが、意見書の提出がない場合は、同法による除却命令を発出する予定であり、その後も措置が講じられない場合は、行政代執行法による戒告を経て、行政代執行により除却することを想定しております。

特定空家等に関する報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、雪堆積場の試行運用について、理事者から報告をいただきます。

土木部長。

○太田土木部長 雪堆積場の試行運用について御報告を申し上げます。

令和3年1月22日に開催されました建設公営企業常任委員会におきまして、日本製紙株式会社旭川工場敷地内での雪堆積場の試行運用の実施に向けた契約事務の進めていく旨、御報告を申し上げたところでございますが、その後、日本製紙と1月25日に試行運用に関わる覚書と、長期継続契約による土地の賃貸借契約を約115万円で締結したところでございます。

試行運用に際しまして、まずは1月26日から29日にかけて、立木伐採及び場内整備を約185万円で実施し、2月1日の夜から2月7日の朝までにかけて計6回、夜の10時から朝の5時の間で、新旭川地区や永山地区の雪を10台前後のダンプトラックで運搬排雪し、延べ1千48台で約1万4千700立方メートルの雪を搬入したところでございます。試行運用は1月27日に地域住民に事前周知を行ってから実施してございますが、これまでのところ、こうした試行運用に対する地域住民からの御意見や問合せなどは特になく、周辺の町内会長に、試行運用時の御自宅での状況や会員の皆さんからの問合せなどの有無を確認したところ、自宅で騒音も感じず、会員からの問合せもなかった、あるいは、雪堆積場沿線の会員数人に感想を聞いたが、気にならなかったとの意見だったなどといった話を伺っております。

今後の予定といたしましては、周辺の6町内会を対象とした説明会を3月7日、8日、10日の3日間で開催し、地域住民の意見などを伺いながら、本格運用に向けた理解が得られた場合には、市として本格運用の実施について意思決定し、日本製紙本社と最終協議を行いながら、令和3年12月からの供用開始を目指していく考えでございます。

以上が雪堆積場の試行運用についての御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの理事者の報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。
(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に入りますが、ここまでの議題に関わって出席いただいている理事者については、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いいたします。

病院事務局長。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、前回報告以降の状況等について、配付しております資料に基づき御報告を申し上げます。

まず、1ページ目の資料の1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてであります。本年2月8日に、感染症病棟に勤務する看護師1人の感染が確認されたことから、濃厚接触者等の調査、特定、スクリーニングPCR検査などを実施した結果、院内感染の拡大は見られず、診療体制への影響はなかったところでございます。

次に2、感染症病棟の稼働状況についてであります。当院では、昨年11月11日から現在まで、6階西病棟で35床を稼働しております。本年1月末までの入院患者は、疑い患者も含めて2千9人となっており、資料では2月21日現在で2千229人と記載しておりますが、直近の2月末時点での数字では2千296人となっております。また、表1にお示ししておりますように、1月から現在までの一日当たりの患者数は10人程度で推移しておりますが、1月以降においても新たなクラスターが市内で発生しておりまして、予断を許さない状況が続いているものと考えております。

次に、資料をめくっていただきまして2ページ目の3、発熱外来の受診患者数についてになりますが、発熱外来につきましては、昨年10月から引き続き、休床中の6階東病棟で診察を行っております。一日当たりの患者数につきましては、表2にお示ししておりますように、11月以降減少傾向で推移しておりまして、資料では、2月21日現在で1千745人と記載しておりますけれども、直近の2月末時点の数字では1千762人となっております。

次に4、病院全体の患者数についてであります。入院患者数、外来患者数ともに、昨年度と比較いたしまして大きく減少している状況が続いております。まず(1)、入院患者数につきましては、1枚めくっていただきまして3ページ目の表3にお示ししておりますように、5月を底にして徐々に回復傾向にありましたが、当院看護師の感染による診療の一部停止などによりまして、12月の患者数は大幅に減少し、1月については、感染症病棟の患者数の減などによりさらに減少となったところでございます。また、(2)の外来患者数につきましては、こちらも3ページの表4にお示ししておりますように、6月を底にして、回復傾向となる中、受診を控えていただくお願いなどによりまして、12月には大幅な減少となりましたが、こちらは1月は増加に転じたところでございます。今後も引き続き、入院患者数、外来患者数のいずれも新型コロナ患者の状況によりまして大きな影響を受けるものというふうと考えております。

報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上で本日の建設公営企業常任委員会を散会いたします。

散会 午前10時36分